

第十次地方分権一括法案の閣議決定について

本日、政府は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第十次地方分権一括法案）」を閣議決定した。

今回で提案募集方式は6年目となったが、町村からの提案について、団体数及び提案件数は増加しており、都道府県・市町村との共同提案も増加している。これらの提案はいずれも、住民に密着した地域社会が直面している課題に応えるための提案である。

本法律案は、こうした地方からの提案に真摯に取り組まれた結果を示すものであり、分権型社会の構築に資するものとして評価する。

「町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止」をはじめ、町村行政の主体性を高める改正内容が含まれることから、今後、国会において早期成立を図り、その成果を速やかに結実することができるよう強く要請する。

令和2年3月3日

全国町村会長 荒木 泰臣